

【 Q&A 】

学校部活動の地域クラブ活動への移行について

三 田 市
三田市教育委員会

Q1 なぜ、学校部活動の地域移行をするのですか。

令和4年12月、スポーツ庁・文化庁が国のガイドライン「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン^{※1}」を示しました。

その中で、現状の部活動の問題として、少子化が進む中、中学校の部活動をこれまでと同じ体制で運営することは難しくなっていることがあげられています。

三田市においては、今後10年間で中学校の生徒数が著しく減少することが予想されており、早急に国のガイドラインに基づき、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するために部活動の地域移行に取り組む必要があります。

(参照) ^{※1} 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン



Q2 三田市はどのような地域移行の取り組みを進めてきたのですか。

令和5年度は、狭間中学校と富士中学校の2校で国の実証事業を活用しながら合同部活動を母体とした地域クラブ活動の設置に取り組みました。そのうちの剣道については令和5年12月に三田市剣道協会が主体となった剣道クラブ活動が発足し、これに続き令和6年4月に3つの剣道クラブ活動が新たに設置され、現在、市内で4つの剣道クラブ活動が実施されています。

令和6年度は、市内8中学校を2校ずつ4つのブロックに分け合同部活動を実施することで、地域クラブ活動の設置に向けた環境を整えているところです。

地域クラブ活動の設置状況につきましては、新たに空手道連盟が主体の地域クラブ活動を設置され、現在、活動開始に向けた準備を進めています。また、バスケットボールは協会主催の体験練習会を実施し、今後の地域クラブ活動の設置に向けた協議・調整をしています。

Q3 地域クラブ活動は学校部活動と何がちがうのですか。

チラシの「変わるぞ！部活！始まるぞ！地域クラブ！」を参照願います。
(参照)

	学校部活動	地域クラブ活動
運営主体	中学校	各種スポーツ協会・文化芸術団体等
指導者	教職員	地域指導者
参加者	当該校に在籍する生徒	入会を希望する生徒
活動場所	在籍する中学校の施設	市内の学校施設、公共施設等
費用	部費（実費相当）	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等

Q3(1) 地域クラブ活動の運営主体はどこですか。

運営主体は地域クラブ活動を設置された各種スポーツ協会・文化芸術団体等になります。

Q3(2) 地域クラブ活動の指導者は誰ですか。

基本、各種スポーツ協会・文化芸術団体等から派遣される指導者です。

Q3(3) 地域クラブ活動の参加者は誰ですか。

地域クラブ活動への入会を希望する生徒です。他の学校の生徒と一緒に活動します。

Q3(4) ①地域クラブ活動の活動場所はどこですか。

基本、市内の学校施設を使用します。どの学校施設を使用して活動されるかは、各地域クラブ活動の設置状況によります。場合によっては、公共施設等を使用されることもあります。

Q3(4) ②地域クラブ活動の活動場所まではどのように移動するのですか。

安全面を十分考慮した上で、保護者の責任により生徒が各自で活動場所まで移動します。

Q3(5) ①地域クラブ活動に係る費用は発生するのですか。

地域クラブ活動が将来にわたり持続可能な活動ができ、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を確保できるよう、地域クラブ活動に係る費用は受益者負担としています。

費用はそれぞれの地域クラブ活動の状況により異なります。地域クラブ活動が設置される際、活動に係る費用が示されますのでご確認願います。

Q3(5) ②地域クラブ活動に係る費用は何に使われるのですか。

指導者への報償費、地域クラブ活動の道具代や運営費等になります。詳細は各地域クラブ活動が設置された際にご確認願います。

Q3(6) 怪我等で病院を受診した場合、保険はどうなりますか。

地域クラブ活動中に怪我等が発生した場合は、地域クラブ活動で加入するスポーツ安全保険等の適用となります。

Q4 地域クラブ活動は三田市内にいくつできるのですか。

生徒数や各種スポーツ協会・文化芸術団体等の状況により、設置される地域クラブ活動の数は種目・活動ごとに異なります。

市内に4つ地域クラブ活動が設置される場合があれば、市内に1つのみ設置される場合もあります。団体等の状況により、設置されない場合もあります。

Q5 地域クラブ活動は、現在活動しているクラブチームと同じですか。

国のガイドラインにおいて、地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させることと示しています。

また、三田市では「三田市地域クラブ活動の設置及び運営等に係るガイドライン」に基づいて活動する団体を地域クラブ活動としていますので、2つの活動は異なるものです。

Q6 地域クラブ活動のことで、相談したいことがある場合はどうすればよいですか。

生徒が安心・安全に活動できるよう、何かございましたら、地域クラブ指導者、学校、学校教育課、文化スポーツ課にご相談いただきますようお願いいたします。

Q7 地域クラブ活動に入会しない生徒の各種大会参加はどうなりますか。

休日の地域クラブ活動が開始された時点で、休日の学校部活動は終了します。そのため、各種大会の参加についても地域クラブ活動から参加することとしています。地域クラブ活動に入会して活動を実施していない生徒につきましては、各種大会に参加することはできません。

【 Q&A 】 につきましては、以上となります。

この他にもご不明な点がございましたら、学校部活動に関することは学校教育課、地域クラブ活動に関することは文化スポーツ課までご連絡願います。

【問い合わせ先】 三田市教育委員会学校教育課(079-559-5138)
三田市文化スポーツ課(079-559-5022)